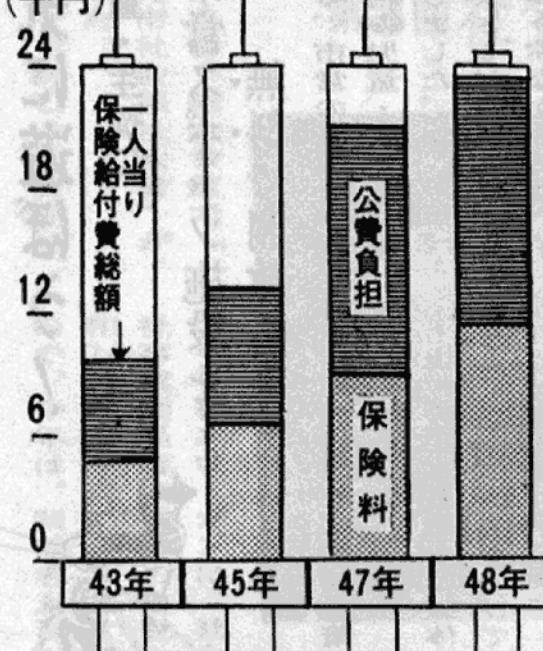


上がる保険給付費

ふえる公費負担額



昭和四十八年度の国保料を、前年に比べて、平均二〇%引き上げることになりました。

国民健康保険は、加入者の皆さんが納める「保険料」と国からの「補助金」でまかぬ特別会計事業ですが、受診率の上昇など、保険給付費の支払いが年ごとに急増しており、財政事情が非常に困難になっているた

前年度十万円だった保険料の最高限度額については、保険料の引き上げに伴い、所得に応じた保険料を負担していただく立て前から、十一万円に引き上げ前から、十一万円に引き上げ

昭和四十八年度の国保料を、前年に比べて、平均二〇%引き上げることになりました。

市としては、今回の引き上げ率を平均二〇%におきえ、不足分

について、一般会計からの繰入金で補うことになりました。

保険料の限度額は

十一万円に

国民健康保険料を

20% (平均) 引き上げます

め、やむをえず保険料の引き上げを行なうものです。

一般会計繰入金で

引き上げ率を最低限に

本年度の保険給付費の支払いは、前年度に比べ約三二%の上昇が予想されますが、これは、

老人・乳児・妊産婦の医療費の無料化などによる、受診率の増加がおもな原因です。

これらを賄うためには、前年度より約三三%の保険料の引き上げが必要ですが、加入者の負担をできるだけ軽くするため、

これらを賄うためには、前年度より約三三%の保険料の引き上げが必要ですが、加入者の負

担をできるだけ軽くするため、

これらを賄うためには、前

年度より約三三%の保険料の引き

上げが必要ですが、加入者の負

担をできるだけ軽くするため、